

香川県報



第 98 号

平成 17 年

12月13日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示

知的障害者福祉法の規定による事業者の指定

児童福祉法の規定による事業者の指定

道路の供用開始

道路の区域変更及び供用開始

●平成十二年香川県告示第三百四十九号（香川県屋外広告物条例の規定による
区間及び地域の指定等）の一部改正

公告

土地改良事業の適否決定（二件）

土地改良事業の認可

土地改良区の定款変更の認可

選挙管理委員会告示

●地方自治法に規定する直接請求に必要な選挙権を有する者の五十分の一の数
等

告示

香川県告示第七百四十五号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、
指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年十二月十三日

香川県知事 真鍋武紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇二 一〇〇五八一 三四	谷の家 木田郡庵治町五七 三二番地	社会福祉法人洋々 会 木田郡庵治町四一 五一番地	平成十七年 十二月一日	知的障害者短期 入所

香川県告示第七百四十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指
定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年十二月十三日

香川県知事 真鍋武紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇三 一〇〇五八一 三三	谷の家 木田郡庵治町五七 三二番地	社会福祉法人洋々 会 木田郡庵治町四一 五一番地	平成十七年 十二月一日	児童短期入所

香川県告示第七百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路
の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十二月十三日から平成
十八年一月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月十三日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 大見吉津仁尾線（二百二十号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊郡三野町大字吉津字正本乙八四番一地从先から	一一・五	一四八	平成十三年香川県告示第八十六号で変更した区域の一部
三豊郡三野町大字吉津字正本乙九三番一地从先まで	三二・〇		

四 供用開始の期日 平成十七年十二月十三日
香川県告示第七百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十二月十三日から平成十八年一月三日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年十二月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路線名 大見吉津仁尾線(二百二十号)
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊郡三野町大字大見字荒甲七三〇番三地从先から	前	一〇・〇	四九八	三豊島坂インター建設に伴う道路の延伸及び国道引継ぎ不用物件化
三豊郡三野町大字大見字道免南甲一〇〇七番一地从先まで		二二・九		
三豊郡三野町大字大見字道免南甲九五一番二地从先から	前	三・五	八〇	不用物件化
三豊郡三野町大字大見字道免南甲九二七番一地从先まで		一三・〇		

三豊郡三野町大字大見字荒甲七三〇番三地从先から	後	一一・九	四九八	平成十三年香川県告示第百三号で変更した区域の一部他
三豊郡三野町大字大見字道免南甲一〇〇七番一地从先まで		四三・〇		

四 供用開始の期日 平成十七年十二月十三日
香川県告示第七百四十九号

平成十二年香川県告示第三百四十九号(香川県屋外広告物条例の規定による区間及び地域の指定等)の一部を次のように改正し、平成十八年一月一日から施行する。
平成十七年十二月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 (一)の表10の項指定区間の欄中「観音寺市観音寺町」の下に「字松原」を加え、「三豊郡山本町内」を「三豊市山本町財田西内」に改め、同項地域の欄中「三豊郡山本町」を「三豊市」に改め、同項中「山本町役場」を「三豊市役所山本支所」に改め、同表15の項中「三豊郡仁尾町」を「三豊市」に改める。

公 告

香川県告示第六百九十一号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年十二月一日適当と決定した。
その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年十二月二十一日から平成十八年一月十六日まで縦覧に供する。
平成十七年十二月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町 名	土地改良事業名	縦覧場所
牟礼町	単独県費補助土地改良事業羽間上池地区	牟礼町建設経済課
三木町	単独県費補助土地改良事業西土居地区	三木町産業振興課

香川県公告第六百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法
第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良
事業を行うことについて平成十七年十一月二十八日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年十二月二十一日から平成十八
年一月十六日まで縦覧に供する。

平成十七年十二月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名	縦覧場所
二面水路共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 二面地区	池田町産業振 興課
湯船水路共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 中山地区	"
北地水路共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 北地地区	"
平木水路共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 平木地区	"

香川県公告第六百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法
第十条第一項の規定により、奥谷共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業奥
谷地区）を行うことについて平成十七年十一月三十日認可した。

平成十七年十二月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第六百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、丸亀市手
島町土地改良区の定款の変更を平成十七年十一月三十日認可した。

平成十七年十二月十三日

選挙管理委員会告示

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県選挙管理委員会告示第十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第二十二条第一項の規定による選挙人名簿の登
録に伴う地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第
一項に規定する選挙権を有する者の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十
条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に
関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者
の三分の一の数（その者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分
の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数。以下同じ。）
は、次のとおりである。

平成十七年十二月十三日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

五十分の一の数 一六、七二九人

三分の一の数 二〇六、〇七四人

県議会議員各選挙区における三分の一の数

- 高松市選挙区 九二、五五九人
- 丸亀市選挙区 二九、七三〇人
- 坂出市選挙区 二〇、五七四人
- 善通寺市選挙区 九、五三四人
- 観音寺市選挙区 一七、九九二人
- さぬき市選挙区 一五、三九三人
- 東かがわ市選挙区 一〇、四七五人
- 小豆郡選挙区 九、六六四人
- 木田郡第一選挙区 八、〇一人
- 木田郡第二選挙区 六、七四五人
- 香川郡選挙区 八、八七三人

綾歌郡選挙区
仲多度郡第一選挙区
仲多度郡第二選挙区
三豊郡選挙区

一三、七一七人
八、八九四人
六、五六三人
二〇、〇九四人

平成十七年十二月十三日印刷発行

印刷発行所

香 川 県 庁

(購読料)月極二千五百円



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています